

東京湾沿岸海岸保全基本計画の変更に関する意見に対する県の考え方 (H28.5.25～H28.6.24意見募集)

番号	該当ページ	意見の概要	県の考え方
1	1-13 表1-1.3 東京湾沿岸の水門の概要について	純径間(m)となっておりますが、扉体規模(m)とした方が良いでしょう。扉体の高さが未表示箇所は、修正すると良いでしょう。水門設置年月を併せて記載すると改修、修繕の目安になります。施設調書があると思いますが、現況写真（上流側、下流側から撮ったもの）を整理しておくとも良いでしょう。	水門の規模につきまして、各々の所管で表記が統一されていないことから、統一を図り「純径間(m)・扉体高(m)・扉体面積(m ²)」を表記することとさせていただきます。また、水門の竣工年度につきましても、欄を設け追記させていただきます。
2	1-14 表1-1.4 東京湾沿岸の排水機場の概要について	ポンプ型式、設置年月の欄を設けると良いでしょう。	排水機場のポンプ形式及び竣工年度につきまして、欄を設け追記させていただきます。
3	1-15 表1-1.5 東京湾沿岸の陸閘の概要について	操作方式は電動、手動となっておりますが、操作時間、所要人数の記載があると良いでしょう。手動操作の陸閘は小規模だと思っておりますが、担当者数を減らす観点から、将来統廃合する計画があるのでしょうか。陸閘の設置年月を記載すると良いでしょう。	現時点では、ゲートを統廃合する予定はございません。陸閘の竣工年度につきまして、欄を設け追記させていただきます。その他に頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
4	1-13～1-15	表1-1.3～表1-1.5に掲げられた施設の運用維持管理費および修繕費の試算結果等は、付表として基本計画書に添付すると良いでしょう。各地方公共団体の担当部署の方で運用維持管理計画、予算、現場捜査員の配置計画等を策定する際に必要事項になると思います。	本計画は、海岸保全や海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定めたものであります。運用維持管理費は、今後策定予定の維持管理を行うための計画に記述することを検討していきます。
5	1-116 2-4 海岸保全の施策 (1), (2) 既存海岸保全施設の機能の維持・向上について	県土整備部漁港課、あるいは農林水産部漁港課所管の施設は、地方公共団体に委託してその運用維持管理を行っていると思っておりますので、「海岸保全施設の運用維持管理は地方公共団体に委託する～」との文言を明記すべきだと思います。	海岸保全施設の運用維持管理は、概ね県が実施しておりますが、水門、陸閘等で市町村に委託しているものもございます。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。